舞鶴市公告第192号

下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、舞鶴市契約規則（昭和39年規則第25号　以下「規則」という。）第３条に基づき公告する。
本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格の確認資料の提出及び入札を京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。）で行うものとする。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に紙入札方式によることができる。

令和8年10月8日

舞鶴市長　鴨　田　秋　津

記

１　工事概要

（１）　工事名及び工事番号
舞鶴市役所上屋増築工事
舞その他第17号

（２）　工事場所
舞鶴市字 北吸 地内

（３）　工事内容
市役所庁舎前上屋の増築工事

（４）工事区分
建築一式工事

（５）工　　期
自　　契約締結の翌日
至　　令和9年3月15日

（６）予定価格
16,049,000 円（税込）
14,590,000 円（税抜）（入札書比較価格）
入札書比較価格は、予定価格の１１０分の１００に相当する価格である。

（７）発注担当課
施設整備課

２　競争参加資格

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、下記４による当該工事に係る競争参加資格の確認を受けた者とする。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
（２）舞鶴市における令和８年度競争入札参加資格を有する者のうち、下の工事種別に登録されている者であること。
建築一式工事
（３）発注工種（一般競争入札を行おうとする対象工事の建設業法(昭和２４年法律第１００号）第３条第２項に規定する建設工事の種類をいう。以下同じ。）に係る建設業の許可を有し、建設業法第

２７条の２３に定めのある経営事項審査を受け、かつ、その有効期間内にある者であること。
（４）申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要綱に基づく入札参加の停止（以下「入札参加停止」という。）の期間中でない者であること。
（５）申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置（以下「入札参加等除外措置」という。）を受けていない者であること。
（６）申請書提出期限日以前６か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
（７）会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てについては、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
（８）１．（１)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
（９）舞鶴市内に建設業法第３条の規定に基づく本店を有する者であること。
(10) 令和8年度舞鶴市建設工事競争入札参加資格者のうち、公告日現在、「建築一式工事」の「Ｂ等級」に認定されている者であること。
(11) 別表１記載のすべての要件を満たし、所属建設業者と直接的な雇用関係にある主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置できる者であること。
(12) その他
事業協同組合等にあっては中小企業庁の官公需適格組合の証明（入札日において有効なもの）を受けている者であること。また、「官公需適格組合」と「その組合員」が同一の入札に参加申請することは認められない。

３　設計業務等の受託者等

（１）2. (8)の「１．（１)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
㈱伊藤・梅原建築設計事務所
（２）2. (8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
ア　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

４　競争参加資格の確認

（１）本競争の参加希望者は、競争参加資格確認申請書※１（以下「申請書」という。）を提出し、市長の競争参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
※１　電子入札者は電子入札システムによるものをいい、紙入札者は別途指定する様式をいう。
（２）**申請書の提出方法**
ア　電子入札システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムにより（３）の提出書類を提出すること。
イ　やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者(以下「紙入札者」という。)は、（４）に示す受付期間内(閉庁日、正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。)に（３）の提出書類を持参すること。
（３）**申請書の提出(提出書類)**

申請に必要な書類は次のとおりとする。

競争参加資格確認申請書（電子入札者は電子入札システムによるものとし、紙入札者は別途指定する様式を使用すること。）

（４）**申請書の受付期間等**

申請書は、次のとおり受け付ける。

ア　受付期間

令和8年10月15日　　午前９時から午後６時まで

令和8年10月16日　　午前９時から正午まで

イ　申請書の提出方法：　**電子入札システムによる。**

（システム上添付ファイルが必要になるので、空のファイル(ファイル形式は問わない)を添付してください。）

ウ　持参又は郵送する場合の提出場所：

〒625-8555　舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市総務部契約検査室契約課

（５）**競争参加資格確認結果の通知**

競争参加資格の確認は、申請書の提出期限(受付期限)をもって行うものとし、その結果は電子入札システムにより通知する(紙入札者には郵送する。)。

通知日：　令和8年10月19日

（６）**競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明**

ア　競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に**書面により、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることが**できる。

イ　アの書面は舞鶴市総務部契約検査室契約課に提出(持参)するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

ウ　説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内に書面により回答する。

（７）　**その他**

ア　資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ　提出された資料は、当市において無断で使用することはできないものとする。

ウ　提出された資料は、返却しない。

エ　提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ　資格確認の有効期間は、確認の日から当該工事の履行後３か月を経過する日(落札者以外の者については、本工事に係る契約が締結される日まで)とする。

５　設計図書の閲覧等

（１）設計図書は、入札情報公開システムにて閲覧に供する。

ア　閲覧期間:　　令和8年10月8日　　以降

イ　情報公開システムのＵＲＬ

https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/

（２）　設計図書の入手方法

ア　<u>原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。</u>

イ　やむを得ず窓口配布を希望する場合は、４．（４）の受付期間開始までに、契約課へ問い合わせの上、入手すること。なお、窓口配布により設計図書の配布を希望する場合、当該入札参加要件を満たす者に限って後日有償で配布する。

（３）　設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出することとし、書面は下記へファクシミリにより提出すること。

ア　受付期間　令和8年10月16日　　正午まで

イ　質問宛先
ウ　FAX番号　　施設整備課　　62-5099

（４）（３）の質問に対する回答書は、競争参加資格が「有」と認められた業者全てにファクシミリにより送付する。
回答日　　令和8年10月19日

６　入札期間及び開札の日時等

入札期間及び開札日時等は次のとおりとする。
ア　入札期間：　　**令和8年10月23日　　午前９時から午後６時まで**
　　令和8年10月26日　　午前９時から午後２時まで

イ　入札方法　**電子入札システムによる。**
ウ　電子入札システムのURL
　https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/
エ　開札日時：**令和8年10月27日 午後 3時05分**

７　入札方法等

別表２記載の入札注意事項による。

８　入札保証金

免除する。

９　最低制限価格の設定

有り。
開札の結果、無効となった者を除く全ての入札者の入札金額が最低制限価格（当初）を下回った場合は、次に掲げるものを除く全ての入札者の入札金額の平均値（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を最低制限価格（変動後）として落札者を決定する。
（１）予定価格に１０分の７を乗じて得た額を下回る入札価格
（２）予定価格を事前公表する場合における予定価格を超える入札価格
（３）入札が無効となった者の入札価格

１０　落札者の決定方法

「規則」第１５条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

１１　落札の取消

（１）無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。
（２）落札者(共同企業体においては、その構成員のいずれか)が、落札決定から契約締結予定日までの期間に、本市の入札参加停止措置又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは２.（７）の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

１２　契約締結予定日

令和8年11月4日

１３　契約保証金

落札者は請負代金の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

１４　契約の条件等

舞鶴市工事請負約款(平成９年６月１０日舞鶴市告示第３９号)(以下「約款」という。）により契約するものとする。

契約約款は舞鶴市ホームページに掲載する。

舞鶴市ホームページアドレス

https://www.city.maizuru.kyoto.jp/

１５　支払条件

（１）前金払

請負代金額(債務負担行為の場合は当該年度の出来高予定額)の４割以内の金額を前払金として支払う。

（２）　中間前金払

「舞鶴市公共工事前金払事務取扱要領」により、請負代金額(債務負担行為の場合は当該年度の出来高予定額)の２割以内の金額を中間前払金として支払う。

（３）部分払

請負代金額が500万円以上の工事については１回、1,000万円を超える工事については２回、3,000万円を超える工事については３回まで部分払できる。

（４）　中間前金払と部分払の選択

「舞鶴市公共工事前金払事務取扱要領」に定めるところによる。

１６　契約書作成の要否

（１）　別冊契約書案により契約書を作成するものとする。

（２）　落札者は、契約書を作成し、契約締結予定日に契約書を提出しなければならない。

１７　違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の１００分の５相当額の違約金を徴収する。

舞鶴市暴力団排除条例（平成２４年舞鶴市条例第２３号）第１２条第５項の規定による「誓約書」を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合及び、11.(2)の入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とする。

１８　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

１９　火災保険等の付保

設計図書等に定める。

２０　その他

（１）入札参加者は、本公告文、設計図書等及び契約約款を熟読し、入札に関する心得を遵守すること。
（２）電子入札者にあっては、舞鶴市ホームページに掲載されている「舞鶴市電子入札試行運用基準」を遵守すること。
（３）申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
（４）落札者は舞鶴市暴力団排除条例第１２条第５項の規定により、契約の締結に当たり「誓約書」を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は契約しない。
（５）その他詳細不明の点については、舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話0773‐66‐1065(直通)）に照会のこと。

ただし、工事概要に関することについては、

舞鶴市役所
施設整備課　　電話　　66-1062

別表１　（２.（11）主任技術者又は監理技術者及び現場代理人）

○主任技術者又は監理技術者

建築一式工事　　に係る主任技術者又は監理技術者

※請負金額が4,500万円（建築一式の場合は9,000万円）以上の場合は、当該工事に専任で配置できること。
※下請契約の請負代金の合計が5,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合は、主任技術者に変えて監理技術者を配置できること。
※監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（当該選任の期間中のいずれの日においても監理技術者講習の有効期間内であること）を有すること。
・ＩＣＴ活用による複数の専任工事に監理技術者等を兼任させる場合(この場合の監理技術者等を専任特例１号の場合の監理技術者等という。)の取扱い又は監理技術者の行うべき職務を補佐する者（監理技術者補佐）を工事に専任で設置し、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合（この場合の監理技術者を「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の取扱いは、舞鶴市公式ホームページに掲載しています。
　事業者の方へ＞入札関係規定＞変更・改正＞「舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について」

○現場代理人

所属建設業者と直接的な雇用関係にある者

競争参加資格の確認申請時に、配置予定技術者等の資格及び工事経験等の確認書類の提出を省略するので、次のことに注意して参加申請及び入札をすること。
※当該競争参加資格の申請は、入札公告に記す契約締結予定日（議会の議決を要する契約の場合は、本契約成立日）において、確実に配置できる技術者等がいることを前提とするものであり、落札決定から契約成立までの間において、落札者となった者が技術者等を配置できないことが明らかになった場合は、その者のした入札を無効（又は落札の取消し）とする。また、真にやむを得ない理由がある場合を除いて、入札参加停止を行う。
※配置する専任の主任技術者(専任特例１号の場合を含む)及び監理技術者(専任特例２号の場合を含む）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的(申請書提出期限を含め連続して３ヶ月以上)な雇用関係にある技術者であること。

※現場代理人及び主任技術者(監理技術者)(建設業法第26条第3項ただし書きによる専任特例の場合を除く)については、１人の者が兼ねることができる。
※営業所技術者等(営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。)を現場代理人、専任特例１号の場合の主任技術者又は専任特例２号の場合の監理技術者として配置することはできない。
※他の工事との兼任が認められていない工事に配置中（配置予定を含む。）又は兼任条件に反した配置をすることは認めない。（共同企業体を参加要件とした場合は、専任特例２号の場合の監理技術者又は専任特例１号の場合の主任技術者を除いて他の工事との兼任は認められません。）
※施工にあたって、配置技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（死亡、傷病又は退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置しなければならない。

別表２　（入札方法等　（入札注意事項））

（１）**提出方法**

ア　電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書及び工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書の容量が総量で２メガバイトを超える場合は、契約課に持参又は郵送(入札期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)をするとともに、入札書に工事費内訳書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵便の場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。

イ　紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後１時まで及び午後５時から午後６時までを除く。)に契約課へ入札書及び工事費内訳書を提出(必着)すること。郵送する場合においては、郵便書留等の配達の記録が残る方法を用いるとともに、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

入札書と工事費内訳書は別々の封筒に入れ、封印等の処理をし、表封筒に入れること。
各封筒には次の事項を記載すること。
・開札日
・工事名
・商号（名称）
・入札書もしくは工事費内訳書が在中している旨
表封筒の宛名は「舞鶴市役所総務部契約課宛」とすること。

ウ　提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

エ　電報による入札は認めない。

（２）**入札書の記載金額**

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税額に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税額控除後に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

※電子入札対象案件は、予定価格を税込で表示するので、入札金額については十分留意の上記載すること。

（３）**入札回数**

1回

（４）**工事費内訳書**

ア　入札書の提出に併せ、工事費内訳書を提出すること。

イ　工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

　また、工事費内訳書の表紙には、工事名、工事番号及び商号（名称）のみを記載すること。

ウ　入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにすること。

エ　工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

（５）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ　申請書を提出しなかった者の行った入札

ウ　申請書に虚偽の記載をした者の行った入札

エ　入札書提出締切日時までに到達しない入札

オ　電子署名及び電子証明書のない入札（紙入札において記名押印のない入札）

カ　金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札

キ　工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、開札の日時において有効な工事費内訳書の提出がない者が行った入札及び工事費内訳書の記載のない入札

ク　同じ入札に２以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のＩＣカードを使用しての入札を含む。)をした者の行った入札

ケ　代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の名義人のＩＣカードを使用する等のほか、ＩＣカードの不正使用等による者の行った入札

コ　入札に関し不正の利益を得るための連合等の不正行為をした者の行った入札

サ　予定価格が事前公表された入札において、予定価格を超える価格での入札

シ　競争参加資格の確認の後、入札参加停止措置若しくは入札参加除外措置等を受けて、開札時点において入札参加停止若しくは入札参加除外措置期間中である者又は入札参加停止若しくは入札参加除外措置期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

ス　入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の入札

セ　兼任条件に反する場合（※）

ソ　その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

※入札公告等により他工事との兼任が認められていない場合を除いて、兼任条件の範囲内で他の工事と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、原則、入札書に「兼任配置予定調書」を添付して提出すること。（持参による入札の場合は、入札書と同じ封筒に入れて提出し、電子入札の場合は内訳書と一緒に添付ファイルとして提出すること。）

・兼任配置予定調書の様式は舞鶴市公式ホームページに掲載する。
事業者の方へ>入札関係規定>変更・改正>「舞鶴市発注の建設工事における技術者等の配置に関する取扱いの一部変更等について」

（６）入札の保留

入札の結果、落札率が高い場合は入札を保留する。

（７）入札の中止等

競争参加資格者が３者に満たない場合は、入札を中止することがある。

（８）入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書提出締切日時に至るまでは、入札を辞退する

ことができる。この場合、電子入札システムにより辞退届を電子提出しなければならない。（紙入札者及び電子入札システムによる入札辞退届の電子提出ができない場合は、入札辞退届を契約課へ直接持参又は入札事務関係職員が指示する方法により提出すること。）また、入札辞退の届出をしないで、入札書提出締切日時までに到着しない場合は当該入札を棄権したものとみなす。

（９）くじ引き

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、「電子くじ」により落札者を決定する。